

処置灯

仕様書

令和8年2月

沖縄県立南部医療センター・こども医療センター

1 調達物品名

処置灯 7台

2 納入場所

沖縄県立南部医療センター・こども医療センター(沖縄県島尻郡南風原町字新川118-1)

3 納入期限

令和8年7月31日

4 搬入設置条件

- ①装置の納入、据付及び調整及び動作確認を行い、使用に問題ないか確認を行なうこと。
- ②機器の搬入設置、調整等については、当センターの診療業務に支障をきたさないように当センターと調整を行い、そのスケジュールに従い、完了すること。
- ③搬入設置の際、当センター建物の破損に細心の注意を払うこと。建物等に損傷を与えた場合は、納入者の負担により修復すること。

5 保守体制

- ①障害等発生時において、当院が必要とする速やかな復旧等の対応が可能な体制を有していること。
- ②本装置が正常に動作するように、検収後1年間は無償で定期点検、調整、修理を行うこと。点検時間、内容に関しては当院担当者と協議を行い決定すること。
- ③導入後、10年間は本機器に必要な部品について安定供給及び修理体制が確保されていること。
- ④メンテナンス体制を明確にすること。

6 提出書類

沖縄県立南部医療センター・こども医療センター設備・調達課担当へ以下の書類を2部提出すること。

提出期限 令和8年3月17日 午後5時

- ①薬機法第39条の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業・貸与業許可を得ている者であることを証明する書類
- ②カタログ
- ③アフターサービス、メンテナンス体制が整備されていることを証明する書類
- ④その他必要と認められた資料・書類

7 守秘義務

落札者は業務上知り得た病院及び患者の秘密を第三者に漏らしてはならない。

8 その他

- ①納品予定場所(当院内)にてデモンストレーション実施の製品であること。
- ②本調達において不明な点は、当院担当者に確認すること。
- ③本装置導入に係る送料、設置費用等は全て入札金額に含むこと。
- ④調達物品の搬入及び設置等の工事について、図面を使用した場合は当院へ1部を提供すること。

調達物品に備えるべき技術的要件

産科 処置灯 7台調達に係る契約
(性能、機能に関する要件)

1 産科処置灯は、以下の構成であること。

	品名			数量
1-1	ダブルアーム処置灯	1軸2アーム	天吊り型	2台
1-2	シングルアーム処置灯	1軸1アーム	天吊り型	5台

2 産科処置灯は、以下の要件を満たすこと。

- 2-1 照射部から800mmの距離における照度は75,000lux以上であること。
- 2-2 光源はLEDを使用し、1灯体あたりの消費電力は45VA以下であること。
- 2-3 光に熱感がなく、色温度は約4,250Kであること。
- 2-4 使用中に清潔操作できるように、オートクレーブ滅菌が可能な滅菌ハンドルを灯体中心に1本ずつ有すること。
- 2-5 LEDの寿命は、70%照射時までの時間で40,000時間以上であること。
- 2-6 LEDは、色のにじみやムラを無くすため単色LEDを使用していること。
- 2-7 照度は、灯体側で調整ができること。
- 2-8 照射野径は、照射部から800mmの位置で直径160mm以上であること。
- 2-9 灯体直径が550mm以下で操作性に優れていること。
- 2-10 灯体を最下部に位置したとき、床から灯体下部までの高さが1,000mm以内であること。
- 2-11 電源は単相100Vであること。
- 2-12 医療従事者の目の負担を軽減するため、LEDから発行されるブルーライトを抑える対策をしていること。